

第1編 総則・防災組織

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であり、本市の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てあげて市民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本市における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 登別市の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関すること。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール11、13、17の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169ターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

市地域防災計画は、次の各編から構成する。

- 第1編 総則・防災組織
- 第2編 風水害防災計画
- 第3編 地震・津波防災計画
- 第4編 特殊災害対策計画
- 資料編

第3節 計画推進にあたっての基本となる事項

本計画は、道基本条例第3条の基本理念及び登別市防災基本条例第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する（登別市防災基本条例は資料編に掲載）。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

- 2 自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自ら守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する施策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 計画の修正要領

市防災会議は、基本法第42条に定めるところにより市防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、これを修正する。

ただし、軽微な修正については、会長が修正し、次回の市防災会議に報告するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他市防災会議会長が必要と認めたとき。

市防災会議は、市防災計画を修正した場合、北海道知事（胆振総合振興局を經由）に報告するとともに、修正要旨を公表するものとする。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議の構成機関等及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする（防災関係機関等の連絡先は資料編に掲載）。

1 指定地方行政機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
室蘭開発建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1 国道の整備、管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること。 2 その所管に係る漁港施設の整備、防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること。 3 災害情報の収集・伝達、防災・減災の取り組みに対する支援に関すること。
後志森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の治山事業の実施、並びに保安施設等の保全に関すること。 2 国有林野についての林野火災対策に関すること。

室蘭地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
室蘭海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶に対する情報等の伝達に関すること。 2 被災状況の調査に関すること。 3 海上災害の防止活動及び同災害の対応に関すること。 4 船舶交通の安全確保に関すること。 5 要請に基づき、又は独自判断による人員及び物資の輸送に関するのこと。

2 陸上自衛隊

関係機関名	事務又は業務の大綱
第71戦車連隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集又は派遣準備等を行うこと。 2 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水及び通信等の支援活動に関すること。
第13施設群	<ol style="list-style-type: none"> 3 防災訓練への協力に関すること。

3 北海道警察

関係機関名	事務又は業務の大綱
札幌方面 室蘭警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における住民の避難誘導、救出救助、交通規制及び広報に関すること。 2 災害時における警戒、警備及び犯罪の予防に関すること。 3 災害情報の収集に関すること。 4 行方不明者の捜索、検視に関すること。 5 警察相談に関すること。

4 北海道

関係機関名	事務又は業務の大綱
胆振総合振興局 地域創生部 危機対策室	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合振興局内非常配備体制の確認及び災害応急措置等の連絡調整に関すること。 2 市長の実施する応急措置の調整等に関すること。 3 指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等に関すること。 4 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

胆振総合振興局 保健環境部 保健行政室	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における防疫活動の実施に関する事。 2 市長の実施する応急措置の調整等に関する事。 3 救助法の救助実施の指導に関する事。
胆振総合振興局 室蘭建設管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所轄する道路、河川、海岸、急傾斜地の整備、管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関する事。 2 土砂災害警戒情報の発表に関する事。
室蘭地区工業用 水道管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所轄のダム施設等の防災管理に関する事。 2 ダムの放流に関し関係機関との連絡調整に関する事。

5 登別市

関係機関名	事務又は業務の大綱
登別市 (消防及び消防 団含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議に関する事務を行うこと。 2 市本部の設置並びに組織の運営に関する事。 3 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 4 自主防災組織の充実を図ること。 5 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 6 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
登別市教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒、教職員の災害時の安全対策及び防災に関する教育の推進に関する事。 2 避難等に係る教育施設の使用に関する事。 3 教育施設及び文化財の保全対策に関する事。 4 災害時における応急教育の実施に関する事。

6 指定公共機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
東日本電信電話 (株)北海道南支店 苫小牧営業支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本放送協会 室蘭放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に係る知識の普及に関する事。 2 予報(注意報を含む)、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況・安否情報等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
北海道旅客鉄道 (株)登別駅	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における鉄道の輸送の確保に関する事。 2 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送に係る関係機関への支援に関する事。
北海道電力ネッ トワーク(株) 室蘭支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の保守、保安に関する事。 2 災害時における電力供給の確保に関する事。
日本郵便(株) 登別郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便輸送の確保と郵便業務運営の確保に関する事。 2 郵便の非常取扱いに関する事。 3 郵便局のネットワークを活用した広報活動に関する事。

7 指定地方公共機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
(公社)室蘭市 医師会	1 災害時における医療関係機関との連絡調整及び応急医療、助産その他救助の実施に関する事。
(一社)室蘭歯 科医師会	1 災害時における歯科医療機関との連絡調整及び応急歯科医療の実施に関する事。
(一社)室蘭地 区トラック協会	1 災害時における貨物自動車(トラック等)による救助物資及び避難者の輸送に関する事。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

関係機関名	事務又は業務の大綱
登別商工会議所	1 災害時における物価の安定及び救援物資・復旧資材の確保について協力すること。 2 被災商工業者の経営指導及び融資斡旋を行うこと。
伊達市農業協同 組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2 被災組合員に対する融資の斡旋、協力、生活物資確保に関する事。
いぶり中央漁業 協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2 被災組合員に対する融資の斡旋、協力、生活物資確保に関する事。
危険物関係施設 の管理者	1 災害時における危険物の保守及び保安に関する事。

9 その他の機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
登別市連合町内会	1 災害時における住民の安否確認及び避難者の把握に関する事。 2 自主防災組織の設置促進に関する事。 3 各町内会への防災意識の啓発に関する事。
(福)登別市社 会福祉協議会	1 高齢者、心身障がい者の保護の協力に関する事。 2 被災者に対する生活維持のための援助の協力に関する事。 3 ボランティアの受け入れ及び派遣に関する事。
室蘭まちづくり 放送(株)	1 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
登別ガス協同組合	1 ガス供給施設の防災対策に関する事。 2 災害時におけるガス供給の確保に関する事。
のぼりべつ女性 防災ネットワーク	1 女性の視点・男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に関する事。

第6節 市民及び事業所の基本的責務等

いつでもどこでも起こり得る災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に熟知し、その実践を促進する市民運動を展開するものとする。

1 市民の責務

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことを防災の基本とし、平常時から、災害に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需品の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

ア 家庭において

- (ア) 防災マップを活用し、災害の危険性の把握、避難方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法などを確認しておく。
- (イ) 地震・津波、風水害に備え、住宅の点検と補修及び家具の固定などに努める。
- (ウ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車への小まめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保に努める。
- (エ) 寝室等には、住宅用火災警報器を設置する。
- (オ) 火気器具の点検及び火気周辺に可燃物を置かない等の注意をするとともに、消火器を備えるよう努める。
- (カ) 行政や地域が行う防災訓練や防災学習会などに進んで参加する。
- (キ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

イ 地域（町会・町内会・自治会等）において

- (ア) 近隣住民と災害時における集団避難・安否確認等の相互協力について確認しておく。
- (イ) 自主防災組織を結成し又は町会、町内会、自治会等において、次の活動を行う。
 - a 防災マップ等を活用した防災訓練、防災学習会などの企画、実施。
 - b 土砂災害予想区域、洪水・津波浸水予想区域、身近な危険箇所等、地域の災害要因の把握。
 - c 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり。

(2) 災害時の対応

ア 家庭において

- (ア) 地震が発生した場合は、まずは我が身と家族の安全を確保した後、火の始末をする。
- (イ) 津波注意報又は警報が発表された時や強い揺れを感じたら、直ちに海岸及び川岸から離れ安全な所に避難する。
- (ウ) 火災が発生した場合、119番通報と近所に知らせるとともに初期消火に努め、天井に火が燃え移る等、身に危険を感じたら避難する。
- (エ) 台風や大雨の場合は、テレビ、ラジオ等で気象情報を確認する。
- (オ) 避難行動は徒歩で行い、持ち物を少なくする。
- (カ) 近隣の人と助け合って行動し、安否の確認や応急救護に努める。

イ 地域（町会・町内会・自治会・自主防災組織等）において

- (ア) 地域の被災状況を把握して消防又は警察に通報するとともに、地域住民に伝達して

避難の誘導を行う。

- (イ) 地域の負傷者、避難行動要支援者等の救助と、避難の支援を行う。
- (ウ) 火災が発生した場合、初期消火に努める。
- (エ) 避難所での自主的な活動等、防災機関の応急対策に協力する。
- (オ) 防災ボランティア活動への参加又は支援等、地域の活動に貢献する。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要なもの、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関するものをはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献、地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時の行動マニュアル及び業務継続計画（BCP）を策定する。
- イ 防災体制の整備を行う。
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進に努める。
- エ 予想被害からの復旧計画を策定する。
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育を行う。
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応を行う。
- キ 取引先とのサプライチェーンを確保する。

(2) 災害時の対応

- ア 事業所の被災状況を把握する。
- イ 従業員及び来客、施設利用者に対して災害情報を提供する。
- ウ 来客、施設利用者の避難誘導及び救助活動を実施する。
- エ 事業所又は近所で火災が発生した場合は、初期消火に努め又は消火活動に協力する。
- オ 事業の継続又は早期再開・復旧に努める。
- カ 防災ボランティア活動への参加又は支援など、地域社会への貢献及び防災関係機関の活動に協力する。

3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区内に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市との連携に努めるものとする。
- (3) 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

- (5) 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、当該市町村における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第2章 登別市の概況

第1節 位置と地勢

本市は、北海道の南西部にあって東は東経141度11分22秒、西は東経140度58分15秒、南は北緯42度20分59秒、北は北緯42度33分13秒に位置し、東西18.5km、南北22.6kmでほぼ菱形をなし面積は212.21k㎡で東南は太平洋に面し東は白老郡、西北は来馬岳、オロフレ山を経て有珠郡に境し、西南は室蘭市に接し、北に高く、南に低く大別して内陸地帯と海岸地帯に分けられ、平坦地は海岸線に沿った部分で他は丘陵起伏をなした山岳地帯となっている。

第2節 気象及び気象災害の概況

本市の気候は、年間を通じて温暖なる海岸性気候を呈しており、冬季は北海道でも最も積雪量の少ない地域にある。

4月に入ると季節風も弱まり5月にかけて好天が続くことがあるが、雨天が長く融雪水と重なって排水溝、その他小河川の流れを活発にして一挙に出水することがある。

5月下旬から6月にかけて海霧が発生し停滞するため日照が少なく、6月になるとオホーツク海高気圧の影響で日照の少ない日が7月中旬頃まで続き、農作物などの発育に悪い影響を与える。

7月末頃からは、北太平洋高気圧の圏内に入り夏となるが、暑い期間は短く、9月には大陸からの移動性高気圧が本地方をおおうため、晴天が続き、朝夕の気温が下がってくる。

台風の発生は、30年間（平成3年～令和2年）の統計によると、日本に接近する台風は年約12回、そのうち北海道に接近するものは年約2回であり、北海道に影響するものは8月、9月に多い。

冬季は大陸に蓄積された寒冷な気団が北西の季節風となって運ばれ、11月頃から冷たい季節風が吹きはじめ、12月、1月、2月を最盛期として、3月頃までこの状態が続く。

この期間中は、天気の変動が少ないが海岸部では発達した低気圧の通過後、北西の強い風が雪を伴って吹き続くことがある。

※ 本市の災害記録は、資料編に掲載

第3章 防災組織

第1節 防災会議

市防災会議は、市長を会長とし、登別市防災会議条例（昭和37年12月19日条例第29号）第3条第5項に定める機関の職員等を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本市の地域防災計画を作成し、その実施を図るとともに、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するほか、法の規定に基づきその権限に属する事項を処理するものである（登別市防災会議条例は資料編に掲載）。

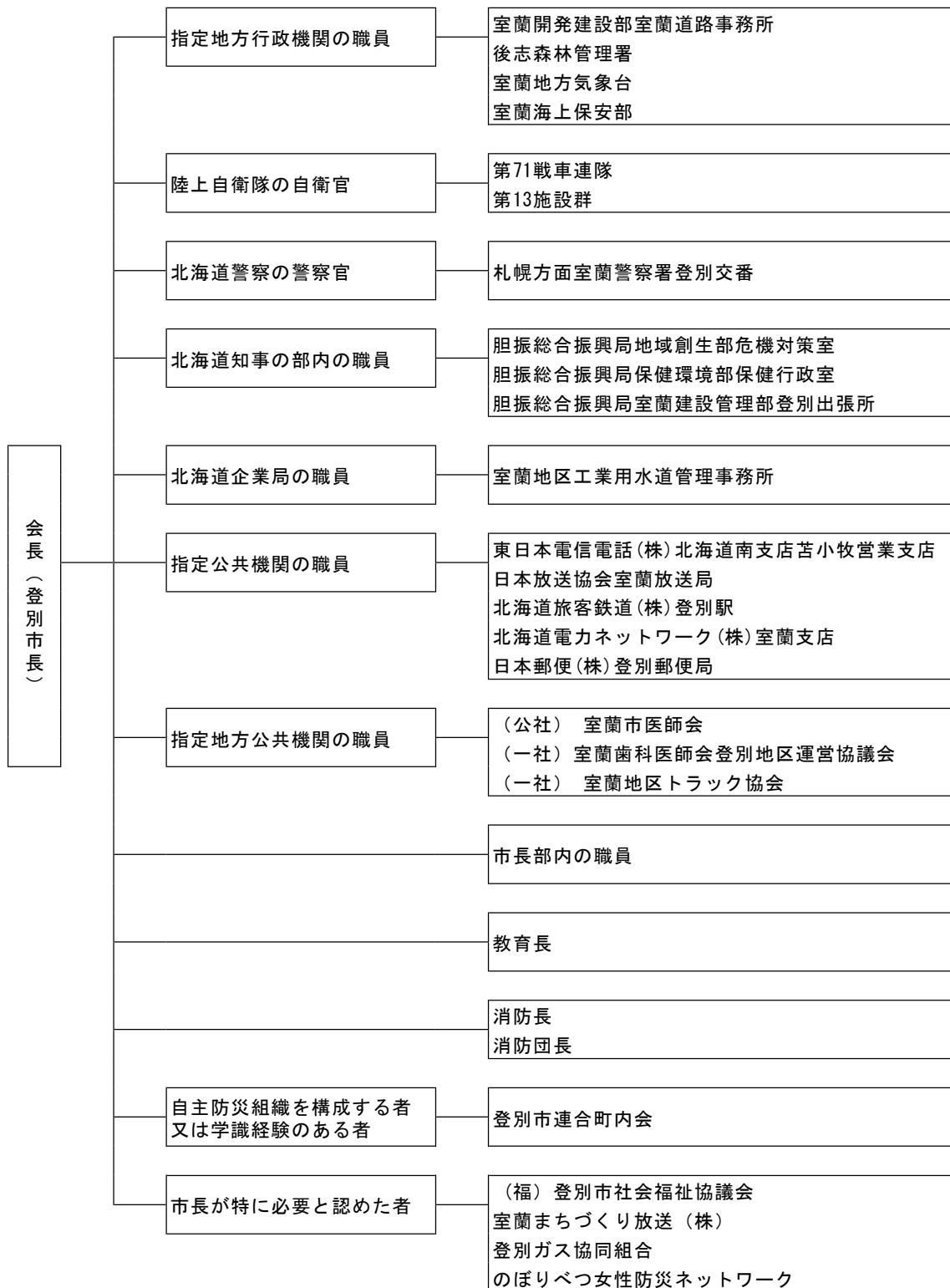
1 市防災会議の組織

市防災会議の組織は、市防災会議の組織図のとおりである。

2 市防災会議の運営

登別市防災会議条例及び登別市防災会議運営規程の定めるところによる（登別市防災会議運営規程、登別市防災会議委員名簿は資料編に掲載）。

市防災会議の組織図



第2節 災害対策本部

市長は、災害時、防災の推進を図るため必要があると認めるとき、基本法第23条の2の規定に基づき市防災計画の定めるところにより市本部を設置することができる。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう務めるとともに、市本部の機能の充実・強化に努める。

また、その組織及び運営は登別市災害対策本部条例及び次に定めるところによる（登別市災害対策本部条例は資料編に掲載）。

1 市本部の組織

別表1のとおり

2 市本部の運営

(1) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(2) 本部員会議の開催

ア 本部員会議は本部長（市長）が必要に応じ開催するものとする。

イ 本部員は、それぞれ所管事項について必要な資料を提出しなければならない。

3 市本部の設置基準

市本部は、災害・事故等が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、次の基準に該当し、市長が必要と認めるときに設置する。

なお、火山災害の基準については、第4編第1章火山噴火災害対策計画に記載する。

(1) 風水害・雪害

ア 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表されたとき。

イ 胆振幌別川、来馬川、登別川、鷲別川、富岸川、岡志別川のいずれかが、氾濫危険水位に到達、又は到達するおそれがあるとき。

ウ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。

エ 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。

オ 多くの家屋や人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。

カ 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。

キ 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。

(2) 地震・津波

- ア 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- イ 市沿岸（北海道太平洋沿岸西部）に大津波警報又は、津波警報が発表されたとき。
- ウ 地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

(3) その他（大事故災害）

- ア 大規模な被害が予想されるとき、又は発生が予想されるとき。
- イ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。

4 市本部の設置

市本部を登別市役所内（2階第2委員会室）に置く。併せて、直ちに本部員、本部各部所属職員及び関係機関に通知するとともに、本部標識を、本部庁舎正面玄関及び本部室前に掲示する。

なお、本庁舎に設置することが困難な場合、市民会館2階小会議室に設置する。

5 本部長（市長）の代理

災害対策本部条例第2条第2項に基づき、本部長に事故あるときは、副本部長（副市長）がその職務を代理する。

6 市本部の廃止

市長は、市内において災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市本部を廃止する。

また、市本部を廃止したときは、それぞれの関係機関に通知する。

7 市本部の所掌事務

- (1) 市本部各班の所掌事務は別表2のとおりとする。
- (2) 各班長は、班内の所掌事務を処理するため、あらかじめ担当の班員を定め体制を整備しておくものとする。

8 市本部の配備体制

非常配備の基準は次のとおりとする。

- (1) 市本部は被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ、強力な推進を図るため非常配備の体制をとるものとする。ただし、市本部が設置されない場合にあっても市として非常配備に関する基準により配備の体制

をとることがあるものとする。

(2) 非常配備体制の種類と基準については、第3節非常配備体制のとおりとする。

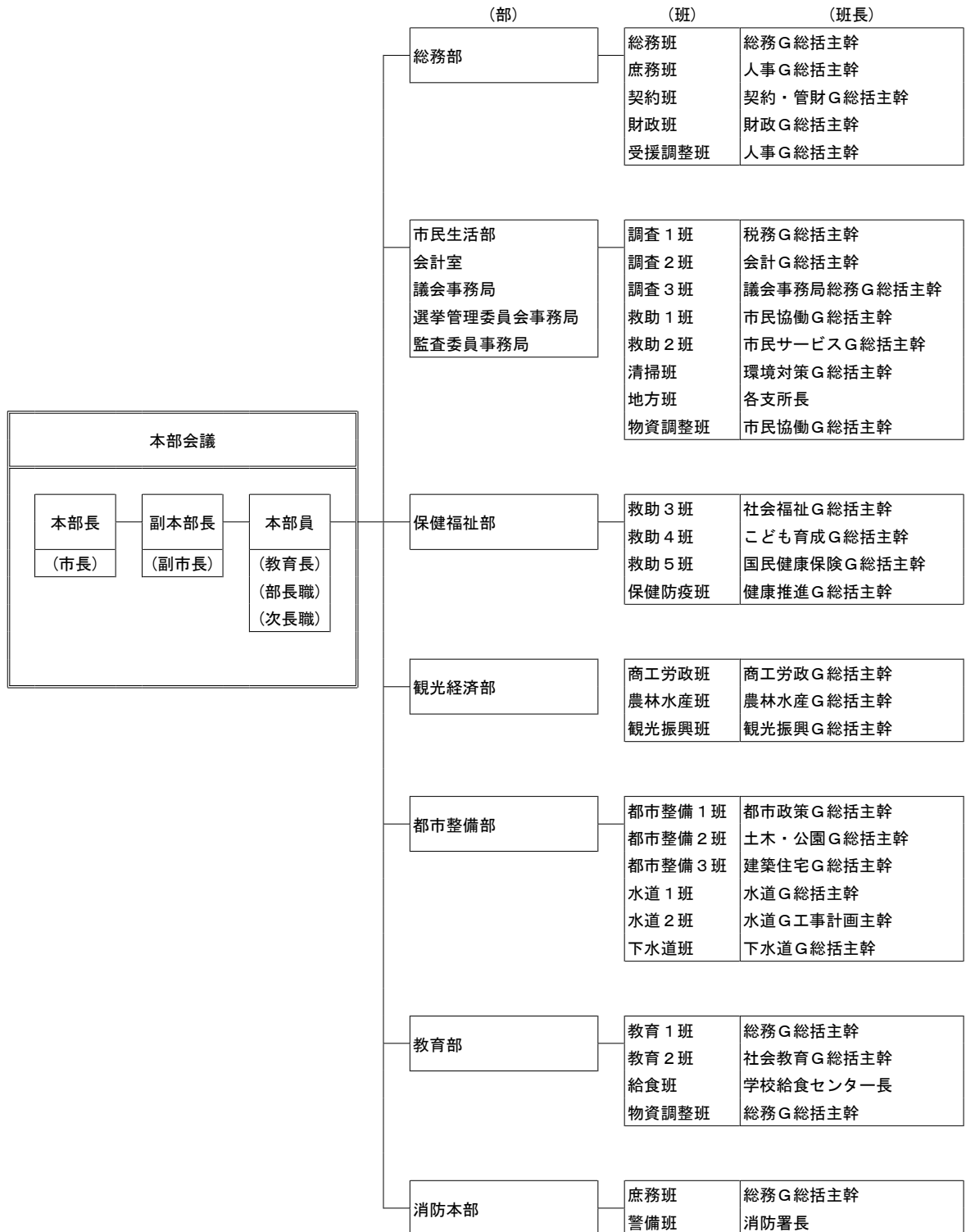
(3) 各班長は所掌事務に基づき、班内の配備基準を定めてこれを班員に徹底しておくものとする。

9 現地災害対策本部

被災地において対策を講ずる必要のあるときは、登別市災害対策本部条例第4条により設置する。

別表 1

市本部の組織図



※「G」はグループの略。

別表2

本部の所掌事務

部	班 (班長・担当課)	所 掌 事 務
総 務 部	総務班 (班長) 総務G総括主幹 (担当課) ○総務G ○秘書広報G ○企画調整G	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害視察者、見舞者等の応接及び義援(見舞)金の受 付に関する事 3 本部長及び副本部長の災害地視察に関する事 4 各部との連絡調整に関する事 5 庁舎の電気及び電話通信の管理及び確保に関するこ と 6 電話連絡の受信に関する事 7 国、道に対する要請及び陳情並びに各関係機関との連 絡調整に関する事 8 被害情報及び災害対策の記録に関する事 9 本部の設営に関する事 10 本部会議に関する事 11 本部長の指揮命令の伝達に関する事 12 災害情報、気象情報の収集伝達に関する事 13 自衛隊の派遣要請に関する事 14 被害地の実地調査(人的、住家被害)の取りまとめに 関する事 15 被害状況の取りまとめ、記録に関する事 16 国、道に対する災害報告に関する事 17 災害広報及び報道機関との連絡に関する事 18 災害広報資料及び災害写真の収集に関する事 19 住民に対する災害情報、避難勧告等の伝達に関するこ と 20 その他本部の総括に関する事 21 部の災害対策費のとりまとめに関する事 22 庁用車の運行計画及び実施に関する事 23 避難者の輸送計画及び実施に関する事 24 応急物資の輸送にかかる車輛の配備並びに配備記録 に関する事 25 救援物資及び避難者の輸送にかかる車輛の配備並び に配備記録に関する事 26 他の部及び部内の所管に属しないこと 27 その他特命事項に関する事
	庶務班 (班長) 人事G総括主幹 (担当課) ○人事G ○DX推進G ○本庁舎整備推進G	1 動員職員及び派遣隊員等の食糧調達供給に関するこ と 2 動員職員の出勤状況の記録に関する事 3 職員のり災者調査に関する事 4 災害対策従事者の公務災害補償に関する事 5 動員職員の職員手当等及び旅費の予算及び支給に関す る事 6 部内及び各部の応援に関する事

部	班 (班長・担当課)	所 掌 事 務
総 務 部	契約班 (班長) 契約・管財G 総括主幹 (担当課) ○契約・管財G	1 災害時における工事等の契約に関する事。 2 部内及び各部の応援に関する事。 3 災害時における市有財産の管理に関する事。 4 災害時における緊急資材置場及び応急施設用地の確保に関する事。 5 市有財産(教育施設を除く)の被害調査に関する事。
	財政班 (班長) 財政G総括主幹 (担当課) ○財政G	1 災害対策の予算措置に関する事。 2 災害時における支払資金の調達に関する事。 3 起債申請等に係る被害写真の撮影に関する事。 4 部内の災害対策経費のとりまとめに関する事。 5 部内の応援に関する事。
	受援調整班 (班長) 人事G総括主幹 (担当課) ○人事G ○DX推進G ○本庁舎整備推進G ○契約・管財G	1 市全体の人員配置状況の把握・調整に関する事。 2 外部への支援要請に関する事。 3 外部からの人員支援の申し入れに関する事。
市 民 生 活 部 等	調査1班 (班長) 税務G総括主幹 (担当課) ○税務G	1 被害地の実地調査(人的、住家被害)に関する事。 2 災害による市税の減収見込額等の把握に関する事。 3 被災者の市税減免に関する事。 4 部内の庶務に関する事。 5 部内の他班の所管に属さないこと。 6 部内及び各部の応援に関する事。
	調査2班 (班長) 会計G総括主幹 (担当課) ○会計G	1 災害時における現金の出納及び保管に関する事。 2 災害時における用品の受払いに関する事。 3 被害地の実施調査(人的、住家被害)に関する事。 4 部内の応援に関する事。
	調査3班 (班長) 議会事務局総務G 総括主幹 (担当課) ○議会事務局総務G ○選管委員会 事務局総務G ○監査委員 事務局総務G	1 被害地の実施調査(人的、住家被害)に関する事。 2 部内及び各部の応援に関する事。
部	班 (班長・担当課)	所 掌 事 務

市民生活部等	<p>救助1班 (班長) 市民協働G総括主幹</p> <p>(担当課) ○市民協働G</p>	<p>1 部内の庶務に関すること。</p> <p>2 り災者の避難誘導に関すること。</p> <p>3 り災者の収容避難所の開設、廃止及び記録に関すること。</p> <p>4 市連合町内会及び町内会との連絡調整に関すること。</p>
	<p>救助2班 (班長) 市民サービスG総括主幹</p> <p>(担当課) ○市民サービスG</p>	<p>1 り災者の救援活動に関すること。</p> <p>2 部内及び各部の応援協力に関すること。</p> <p>3 り災証明に関すること。</p>
	<p>清掃班 (班長) 環境対策G総括主幹</p> <p>(担当課) ○環境対策G</p>	<p>1 災害時における廃棄物の処理に関すること。</p> <p>2 災害時におけるし尿の処理に関すること。</p> <p>3 災害時における汚染水の流出防止等に関すること。</p> <p>4 清掃思想の広報に関すること。</p>
	<p>地方班 (班長・担当課) 各支所長</p>	<p>1 り災者の救援活動及び避難誘導に関すること。</p> <p>2 管轄区域の被害状況の収集及び報告に関すること。</p>
	<p>物資調整班 (班長) 市民協働G総括主幹</p> <p>(担当課) ○市民協働G ○市民サービスG ○税務G</p>	<p>1 市全体の生活物資状況の把握・調整に関すること。</p> <p>2 外部からの物資提供の申し入れに関すること。</p> <p>3 支援物資集積所の開設・運営に関すること。</p> <p>4 支援物資の配分・配送に関すること。</p>
保健福祉部	<p>救助3班 (班長) 社会福祉G総括主幹</p> <p>(担当課) ○社会福祉G ○高齢・介護G ○障がい福祉G</p>	<p>1 部内の庶務に関すること。</p> <p>2 救助法に基づく救助の実施に関すること。</p> <p>3 災害救助費の予算経理に関すること。</p> <p>4 日本赤十字社との連絡調整に関すること。</p> <p>5 救助(見舞)物資の受付、保管及び救助(見舞)金品の配分及び生活必需品の給与救助活動に関すること。</p> <p>6 り災者の救出、行方不明者の捜索及び遺体の収容に関すること。</p> <p>7 所管の施設に係る被害調査に関すること。</p> <p>8 所管の施設の応急修理に関すること。</p> <p>9 り災保育児の調査に関すること。</p> <p>10 部内の他班の所管に属さないこと。</p> <p>11 避難行動要支援者の避難支援に関すること。</p> <p>12 り災者の避難所の開設、廃止及び記録に関すること。</p> <p>13 福祉避難所に関すること</p>

部	班 (班長・担当課)	所 掌 事 務
保 健 福 祉 部	救助4班 (班長) こども育成G 総括主幹 (担当課) ○こども育成G ○こども家庭G	1 部内の庶務に関する事。 2 救助法に基づく救助の実施に関する事。 3 災害救助費の予算経理に関する事。 4 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 5 救助(見舞)物資の受付、保管及び救助(見舞)金品の配分及び生活必需品の給与救助活動に関する事。 6 り災者の救出、行方不明者の捜索及び遺体の収容に関する事。 7 所管の施設に係る被害調査に関する事。 8 所管の施設の応急修理に関する事。 9 り災保育児の調査に関する事。 10 部内の他班の所管に属さない事。 11 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 12 り災者の避難所の開設、廃止及び記録に関する事。 13 福祉避難所に関する事
	救助5班 (班長) 国民健康保険G 総括主幹 (担当課) ○国民健康保険G ○年金・長寿医療G ○健康長寿G	1 救助活動の記録に関する事。 2 り災者の避難所の開設、廃止及び記録に関する事。 3 避難所におけるり災者の介護に関する事。
	保健防疫班 (班長) 健康推進G総括主幹 (担当課) ○健康推進G	1 所管する施設に係る被害調査に関する事。 2 医薬品及び医療機器の確保に関する事。 3 災害時における医療機関との連絡調整に関する事。 4 保健所及び医療機関との連絡調整に関する事。 5 災害地区の防疫に関する事。
観 光 経 済 部	商工労政班 (班長) 商工労政G 総括主幹 (担当課) ○商工労政G	1 部内の庶務に関する事。 2 商工業者の被害調査、応急措置及び復旧対策に関する事。 3 被災商工業者の金融相談に関する事。 4 応急対策に必要な労務供給に関する事。 5 部内の他班の所管に属さない事。

部	班 (班長・担当課)	所 掌 事 務
観光 経 済 部	農林水産班 (班長) 農林水産G総括主幹 (担当課) ○農林水産G	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産の被害調査、応急措置、及び復旧対策に関すること。 2 被害農作物の病虫害防除に関すること。 3 家畜飼料の確保に関すること。
	観光振興班 (班長) 観光振興G総括主幹 (担当課) ○観光振興G	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光施設及び所管する施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。 2 登別国際観光コンベンション協会との連絡調整に関すること。
都 市 整 備 部	都市整備1班 (班長) 都市政策G総括主幹 (担当課) ○都市政策G	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務に関すること。 2 河川の水位の情報収集及び報告に関すること。 3 部内の他班の所管に属さないこと。 4 被災地の区画整理に関すること。 5 被災地の復旧に伴う都市計画の立案及び実施に関すること。
	都市整備2班 (班長) 土木・公園G 総括主幹 (担当課) ○土木・公園G	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急作業従事者の応援要請に関すること。 2 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること。 3 道路、河川等の排水作業及び流木、土砂等の除去作業に関すること。 4 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整及び放置車両対策に関すること。 5 危険水防区域の警戒巡視に関すること。 6 道路、橋梁、河川等の応急措置及び被害調査並びに被害金額の算定に関すること。 7 その他災害の復旧作業に関すること。
	都市整備3班 (班長) 建築住宅G総括主幹 (担当課) ○建築住宅G	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する施設の被害調査及び応急措置に関すること。 2 応急作業従事者の応援要請に関すること。 3 応急作業に必要な資器材の確保に関すること。 4 応急仮設住宅の設営に関すること。 5 被災住宅の応急措置に関すること。 6 その他災害の復旧作業に関すること。
	水道1班 (班長) 水道G総括主幹 (担当課) ○水道G	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する施設の被害調査及び災害写真の撮影に関すること。 2 災害時の飲料水確保に関すること。 3 水道施設の応急修理及び復旧作業に関すること。 4 応急作業に必要な資器材の確保及び輸送に関すること。 5 応急作業従事者の応援要請に関すること。 6 簡易水道施設の復旧作業及び家畜用水の確保に関すること。

部	班 (班長・担当課)	所 掌 事 務
都 市 整 備 部	水道2班 (班長) 水道G工事計画主幹 (担当課) ○水道G	1 応急給水、断水等の周知に関する事 2 収容避難所及び断水地区の給水に関する事 3 所管する施設の災害対策費のとりまとめに関する事 4 日本水道協会との協定に基づく災害相互応援に関する事
	下水道班 (班長) 下水道G総括主幹 (担当課) ○下水道G	1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 部内及び各部の応援に関する事 4 その他、災害の復旧作業に関する事
教 育 部	教育1班 (班長) 総務G総括主幹 (担当課) ○総務G ○学校教育G	1 所管する施設に係る被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事 2 部内の庶務に関する事 3 避難所のうち所管する施設の管理調整に関する事 4 教育施設の応急修理に関する事 5 り災者及び本部職員、救援活動協力者の給食、炊き出しの応援に関する事 6 学校等との連絡調整に関する事 7 り災児童、生徒の収容に関する事 8 児童、生徒に対する被害調査及び学用品等の供与に関する事 9 補助申請等に係る被害写真の撮影に関する事 10 部内の災害対策経費のとりまとめに関する事 11 被害地の実地調査(人的、住宅被害)の応援に関する事 12 部内の他班の所管に属さないこと 13 部内及び各部の応援に関する事
	教育2班 (班長) 社会教育G総括主幹 (担当課) ○社会教育G ○図書館	1 所管する施設の被害調査及び管理に関する事 2 収容避難所のうち所管する施設の管理調整に関する事 3 被害地の実地調査(人的、住宅被害)の応援に関する事 4 文化財の保護及び被害調査に関する事 5 部内の各班の協力に関する事 6 部内及び各部の応援に関する事
	給食班 (班長) 学校給食センター長 (担当課) ○学校給食センター	1 り災者の給食、炊き出しに関する事 2 動員職員及び救援活動協力者の給食、炊き出しに関する事 3 り災者、被害地等への物資輸送の応援に関する事

部	班 (班長・担当課)	所 掌 事 務
教 育 部	物資調整班 (班長) 総務G総括主幹 (担当課) ○総務G ○学校教育G ○社会教育G ○図書館	<ol style="list-style-type: none"> 1 市全体の生活物資状況の把握・調整に関する事。 2 外部からの物資提供の申し入れに関する事。 3 支援物資集積場の開設・運営に関する事。 4 支援物資の配分・配送に関する事。
消 防 本 部	庶務班 (班長) 総務G総括主幹 (担当課) ○総務G	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の施設に係る被害調査及び部の庶務に関する事。 2 消防職員及び消防団員の招集に関する事。 3 本部との連絡調整に関する事。 4 部内の災害対策経費のとりまとめに関する事。 5 消防資器材の確保及び輸送に関する事。 6 消防情報(災害情報を含む)の収集及び気象予警報の発表に伴う警戒広報に関する事。 7 北海道広域消防相互応援協定に基づく応援要請に関する事。
部	警備班 (班長) 消防署長 (担当課) ○警備G	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害地における応急作業に関する事。 2 被害地における人命救助及び避難誘導に関する事。 3 災害によるり災者の救出及び行方不明者の捜索に関する事。

※上記所掌事務によりがたい場合、本部長及び各部長は臨機応変の措置を講ずる。

※「G」はグループの略。

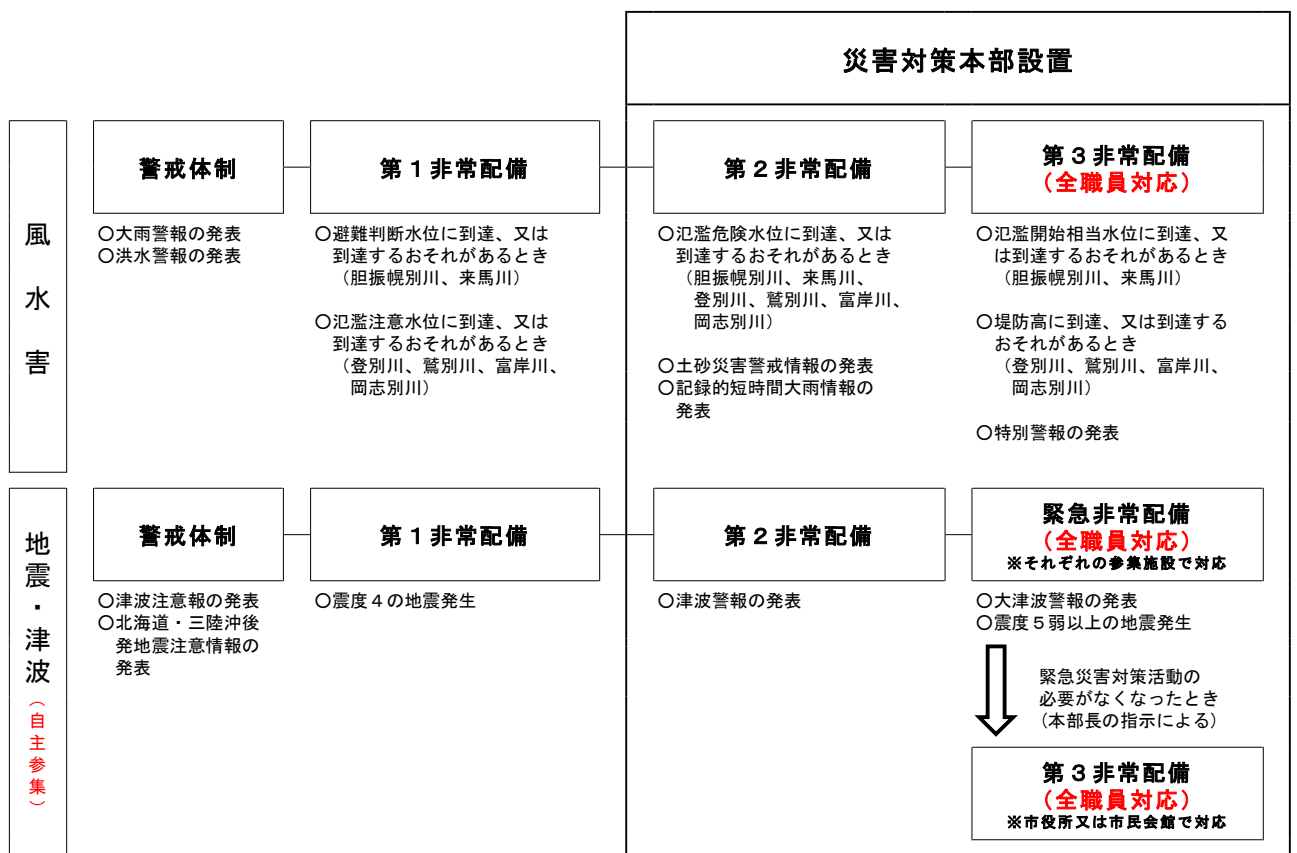
第3節 非常配備体制

1 非常配備体制の種類と基準

市長は、災害時に予防対策、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて種別を指定して非常配備体制を指令する。

(1) 非常配備区分

非常配備の種類、配備体制、活動内容に関する基準は、別記1 配備基準〈警戒体制・非常配備の種類と基準〉のとおり「風水害」と「地震・津波」の区分による。



(2) 非常配備編成計画書

各部長、各部の庶務担当総括主幹は、別記1の配備基準に基づき、各部各班の非常配備編成計画書（別記様式1-1、1-2、1-3）を作成するとともに、平常時から人員、車両及び資器材等の配備計画を立てておくものとする。

なお、非常配備編成計画書の作成にあたっては、市本部の所掌事務を勘案して行うものとする。

※非常配備編成計画書は、毎年4月末日までに、総務部総務グループ総括主幹に提出する。

(3) 職員非常招集連絡

各部の庶務担当総括主幹は、所属部職員の住所及び非常招集時の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

2 配備体制確立の報告

非常配備の指示がなされたとき、又は各配備基準に該当した場合、各部長は直ちに所管に係る非常配備体制を整えるとともに、各部の災害情報連絡責任者を通じて速やかに体制確立状況を本部長（市本部を設置しない場合は総務部長）に報告するものとする。

※地震・津波に関する非常配備体制については、震度4以上の地震が発生した場合及び津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された場合には、配備体制の指示又は発令の有無にかかわらず、定められたそれぞれの配備体制が発令されたものとする。

3 非常配備体制の解除

各部における非常配備体制の解除は、本部長が指令する。

4 市本部を設置しない場合の準用

市長は、災害の程度が市本部設置に至らない小規模の災害については、「準災害応急対策実施要領」により災害対策を実施するものとする。

準災害応急対策実施要領

市長は、災害の程度が本部設置に至らない小規模の災害については、関係部グループによる災害対策部を編成、設置し、応急対策を実施する。

この場合、登別市災害対策本部条例を準用し、応急対策にあたるものとする。

1 小規模の災害とは災害の程度が極めて限定された範囲のものであり、かつ拡大のおそれがなく、次に掲げる基準に該当するものとする。

(1) 被害状況

ア 特定地域に限定され、他に拡大のおそれがない。

イ リ災者の救助、援護活動の必要がなく、かつ市民生活に著しい支障を及ぼさない。

(2) 災害情報

ア 災害発生後、気象警報等の発表が予測されない。

イ 他の二次災害を誘発するおそれがない。

(3) 応急対策

ア 短日間で対処でき、人員、車両、資器材について借り上げも含め担当部内で配備できる。

イ 他の部グループの支援、協力が少数で事前協議の範囲内である。

2 事前措置

準災害に対処するため、各部ごとにあらかじめ予測される災害に関し、災害対策要綱により、組織、非常配備、応急対策等必要事項等を定め、災害時において迅速かつ的確な応急対策を講じられる体制を確立しておくものとする。

なお、他の部グループの支援、協力を必要とする応急対策計画の立案にあたっては、人員、車両、資器材について関係各部グループと事前協議し、あらかじめ調整を済ませておくものとする。

3 災害対策部の設置

総務部長は、災害情報、被害状況について、市長、副市長に報告するとともに、応急対策の実施について各部長と協議調整の上、市長の指示を受けなければならない。

災害対策部による応急対策の実施は、市長の指示のもと、総務部長が直接指揮するものとし、災害情報等について総務部長は、市長、副市長に報告し、災害対策本部設置の不測の事態に備えるものとする。

5 職員の動員計画

災害時、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するための職員の動員計画である。

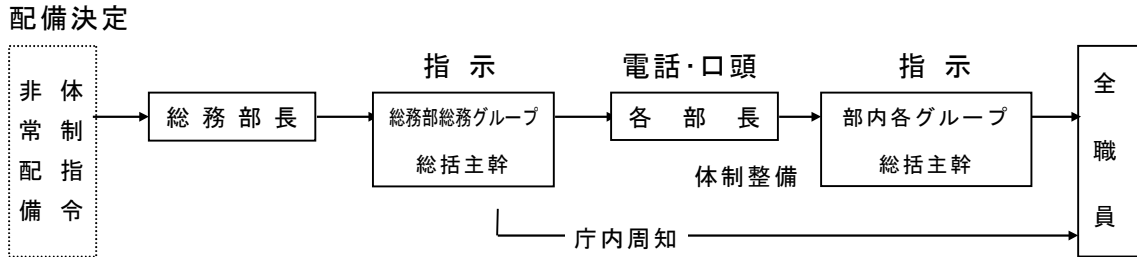
(1) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

ア 執務時間中の伝達系統及び伝達方法

(ア) 非常配備体制が指令された場合、又は市本部を設置した場合、市本部長（市長）の指示により、関係部長に対し通知するとともに職員に周知する。

(イ) 各部長は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。

＜非常配備等伝達系統図＞



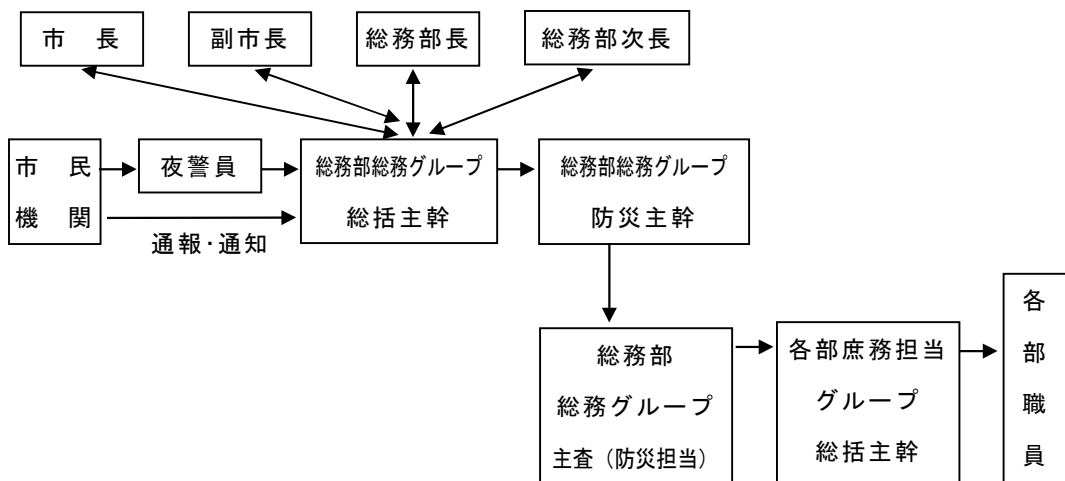
イ 執務時間外（夜間、休日等）の伝達

(ア) 夜警員による非常伝達

夜警員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務部総務グループ総括主幹に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部庶務担当グループ総括主幹に通知する。総務グループ総括主幹は、非常配備区分に基づき関係職員に連絡又は職員を招集するものとする。

- a 気象警報等災害関係の情報等が関係機関から通知された場合。
- b 災害が発生し、緊急に応急処置を実施する必要があると認められるとき。
- c 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。

＜夜警員による伝達系統＞



(イ) 職員への指示伝達体制の確保

各部長及び各庶務担当グループ総括主幹は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受領後、ただちに非常配備編成計画書の配備基準に基づき、関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるように措置しておくものとする。

(2) 職員の非常参集

職員は勤務時間外、休日等の参集の指示を受けたとき、又は非常配備基準に定められた気象警報等を察知したときは、それぞれの定めに基づき参集又は行動するものとする。

特に地震が発生した場合は、ただちにラジオ又はテレビ等で震度及び津波注意報・警報を確認し、特別の事情がある場合を除き、非常配備編成計画書の配備基準に基づき、ただちに指定された場所に参集するものとする。

6 災害情報連絡責任者

(1) 各部に災害情報連絡責任者（以下「情報連絡責任者」という）を置く。

(2) 情報連絡責任者は、各部の庶務担当グループ総括主幹とする。

(3) 情報連絡責任者の業務は次のとおりとする。

ア 部内の職員の動員、配備体制の状況掌握

イ 部に関係する災害、被害の状況の調査収集

ウ 応急対策の実施、活動状況の掌握

エ 応急災害対策実施に伴う応援など、必要な対策の要求

オ 部内の各班に係る災害に関する情報の取りまとめ

カ 市本部の総務班（又は総務部総務グループ）との情報伝達、及び部内の連絡調整

(4) 市本部が設置された場合は、情報連絡責任者の業務を補助するため、各部の職員からあらかじめ指名した部情報連絡員を市本部に常駐させるものとする。

7 地区防災総括者

(1) 地震・津波緊急非常配備において、各指定施設に地区防災総括者（以下「総括者」という）をおく。

(2) 総括者は、各指定施設に参集する職員の中から市長が指名する。

(3) 総括者の業務は、次のとおりとする。

ア 指定施設に参集した職員の動員、配備体制の状況掌握

イ 市本部との情報伝達、及び地区内の連絡調整

ウ 参集した職員に対する緊急災害対策活動の指示（避難誘導、救出活動、避難所開設等）

8 記録及び様式

総務部長は、市本部設置にあたって次の事務を処理し、記録するものとする。

- (1) 気象情報（様式2）
- (2) 出動車両配備記録表（様式3）
- (2) 災害現象処理書（様式4）

別記1 配備基準〈警戒体制・非常配備の種類と基準〉

1 風水害

(1) 警戒体制

種 別	警戒体制
配備基準	1 気象業務法に基づく、大雨警報、又は洪水警報が発表されたとき。 2 局地的に小規模な災害の発生が予想される時。
配備体制	警戒体制の要員として非常配備編成計画書（様式1-1）で指定する次のグループの職員は参集する。 1 総務部 総務グループ 2 都市整備部 都市政策グループ、土木・公園グループ、建築住宅グループ 3 消防本部 総務グループ 4 消防署
活動内容	1 総務部総務グループ総括主幹は、気象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡等の所掌事務を行う。 2 各主幹は、情報収集、巡回、応急処置等の所掌事務を行うとともに、入手した情報及び活動状況を災害情報連絡責任者を通じて、総務グループ総括主幹に報告する。

(2) 第1非常配備

種 別	第1非常配備
配備基準	1 避難判断水位に到達、又は到達するおそれがあるとき（胆振幌別川、又は来馬川）。 2 氾濫注意水位に到達、又は到達するおそれがあるとき（登別川、鷲別川、富岸川、岡志別川）。 3 局地的に小規模な災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。
配備体制	1 総務部長は必要に応じて、各部長に状況を連絡し、第1非常配備の要員として非常配備編成計画書（様式1-1）で指定する所属の職員を招集させる。 2 事態の推移に伴い、速やかに第2非常配備に移行し得る体制とする。
活動内容	1 各部長は、所掌事務に関する情報収集及び連絡体制を強化する。 2 各部長は、次の措置をとり、その状況を災害情報連絡責任者を通じて総務部長に報告する。 (1) 初期の災害対策活動にあたる。 (2) 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（又は被災予想地）へ配置する。 (3) 災害対策に係る協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(3) 第2非常配備

種 別	第2非常配備
配備基準	1 氾濫危険水位に到達、又は到達するおそれがあるとき（胆振幌別川、来馬川、登別川、鷺別川、富岸川、岡志別川）。 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 3 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 4 市内の一部地域に災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。
配備体制	1 市本部を設置し、各部に指定された所掌事務により行動する。 2 本部長は、各部長を招集し、第2非常配備の要員として非常配備編成計画書（様式1-1）で指定する所属の職員を招集させる。 3 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備に移行できる体制とする。
活動内容	1 各部長は、所掌事務に関する情報収集及び連絡体制を強化する。 2 各部長は、次の措置をとり、その状況を災害情報連絡責任者を通じて本部長に報告する。 (1) 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 (2) 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（又は被災予想地）へ配置する。 (3) 災害対策に係る協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 3 各職員は、所属する部グループで待機する。

(4) 第3非常配備

種 別	第3非常配備（全職員対応）
配備基準	1 気象業務法に基づく、大雨等の特別警報が発表されたとき。 2 氾濫開始相当水位に到達、又は到達するおそれがあるとき（胆振幌別川、又は来馬川）。 3 堤防高に到達、又は到達するおそれがあるとき（登別川、鷺別川、富岸川、岡志別川）。 4 甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
配備体制	1 市本部を設置し、各部に指定された所掌事務により行動する。 2 市本部長は、各部長を招集し、第3非常配備の要員として非常配備編成計画書（様式1-1）で指定する所属の職員を招集させる。 3 各部各班の全員をもって所掌する災害対策にあたる体制とする。
活動内容	1 各職員の待機場所は、所属する部グループとする。 2 各部各班は、災害対策に全力を傾注する。

2 地震・津波災害関係

(1) 警戒体制

種 別	警戒体制
配備基準	北海道太平洋沿岸西部に津波注意報が発表されたとき。
配備体制	警戒体制の要員として非常配備編成計画書(様式1-2)で指定する次のグループの職員は参集する。 1 総務部 総務グループ、秘書広報グループ、 企画調整グループ 2 観光経済部 農林水産グループ 3 都市整備部 都市政策グループ、土木・公園グループ 4 消防本部 総務グループ 5 消防署
活動内容	1 総務部総務グループ総括主幹は、津波情報の収集を図り、必要に応じ、関係グループに情報を伝達するとともに、道及び関係機関との連絡調整等の所掌事務を行う。 2 各主幹は、情報収集、巡回等の所掌事務を行うとともに入手した情報及び活動状況を総務部総務グループ総括主幹に報告する。

種 別	警戒体制
配備基準	北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。
配備体制	警戒体制の要員として次のグループの職員は参集する。 総務部 総務グループ、 秘書広報グループ
活動内容	1 総務部総務グループ総括主幹は、道が発表する防災情報等の収集を図るとともに、道や関係機関との情報連絡等の所掌事務を行う。 2 各主幹は、情報収集や情報発信等の所掌事務を行うとともに、入手した情報及び活動状況を災害情報連絡責任者を通じて総務部総務グループ総括主幹に報告する。

(2) 第1非常配備

種 別	第1非常配備
配備基準	震度4の地震が発生したとき。
配備体制	<p>各部長等及び第1非常配備の要員として非常配備編成計画書(様式1-2)で指定する次のグループの職員は参集する。</p> <p>1 総務部 総務グループ、秘書広報グループ、財政グループ 企画調整グループ、</p> <p>2 市民生活部 市民協働グループ、市民サービスグループ</p> <p>3 保健福祉部 社会福祉グループ</p> <p>4 観光経済部 商工労政グループ</p> <p>5 都市整備部 都市政策グループ、土木・公園グループ、 建築住宅グループ、水道グループ、下水道グループ</p> <p>6 教育委員会 総務グループ、学校教育グループ</p> <p>7 消防本部 総務グループ</p> <p>8 消防署</p>
活動内容	<p>1 総務部長は、地震に関する情報の収集を図るなど、所掌事務を行うとともに、必要に応じ、各災害情報連絡責任者に情報を伝達する。</p> <p>2 各部長は、関係者、機関との連絡調整を行い、関係施設の被害状況の収集にあたりるとともに、所属職員を情報収集、巡回、応急処置等の所掌事務にあたらせ、入手した情報等を災害情報連絡責任者を通じて総務部長に報告する。</p> <p>3 各部長は、被害の状況に応じ、定められた以外の所属職員を招集するとともに、状況等に変化があった場合は、災害情報連絡責任者を通じて総務部長に報告する。</p>

(3) 第2非常配備

種 別	第2非常配備
配備基準	北海道太平洋沿岸西部に津波警報が発表されたとき。
配備体制	<p>市本部を設置するとともに、本部員及び緊急非常配備の要員として非常配備編成計画書（様式1-2）で指定する次のグループの職員は参集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総務部 総務グループ、秘書広報グループ、財政グループ 企画調整グループ 2 市民生活部 市民協働グループ、市民サービスグループ、 登別支所、鷺別支所 3 保健福祉部 社会福祉グループ、高齢・介護グループ、 障がい福祉グループ、国民健康保険グループ、 年金・長寿医療グループ、健康長寿グループ 4 観光経済部 商工労政グループ、農林水産グループ 5 都市整備部 都市政策グループ、土木・公園グループ 建築住宅グループ、水道グループ、下水道グループ 6 教育委員会 総務グループ、学校教育グループ 7 消防本部 総務グループ 8 消防署
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務部長は、津波情報の収集を図り、必要に応じ、各災害情報連絡責任者に情報を伝達するとともに、関係機関との情報収集・連絡等の所掌事務を行う。 2 各部長は、所掌事務を迅速に行うとともに、その活動状況及び入手した情報を災害情報連絡責任者を通じて総務部長に報告する。

(4) 緊急非常配備

種 別	緊急非常配備（全職員対応） ※それぞれの参集施設で対応	
配備基準	1 北海道太平洋沿岸西部に「大津波警報」が発表されたとき。 2 震度5弱以上の地震が発生したとき。	
配備体制	市本部を設置するとともに、本部員及び緊急非常配備の要員として非常配備編成計画書（様式1-2）で指定する所属の職員は、市民会館に参集する。 他の職員は、非常配備編成計画書（様式1-3）に基づき、指定施設に参集する。	
活動内容	1 指定施設に参集した職員は、地区防災総括者に所属・氏名・到着時間を報告し、その場で指示を待つ。 2 市本部長は、地区防災総括者に地震・津波に関する情報を伝達するとともに、住民の避難誘導、救出活動、避難所開設など、迅速な対応を必要とする緊急災害対策活動にあたるよう指示する。 3 指定施設に参集した職員は、地区防災総括者の指示を受けた後、緊急災害対策活動にあたる。 4 緊急災害対策活動（避難所開設を除く）を終了した職員は、指定施設に戻り、被災状況等を地区防災総括者に報告し待機する。 5 地区防災総括者は、被害状況等を本部長に報告する。 6 市本部長は、緊急災害対策活動の必要がなくなったと判断したときには、地区防災総括者に連絡し、指定施設に待機している職員を市役所又は市民会館に参集させ、第3非常配備の体制を整える。 7 緊急災害対策活動後、市役所又は市民会館に参集した職員は、所属部の災害情報連絡責任者に氏名・到着時間を報告のうえ、所属する部グループで待機する。	
配備範囲	指定施設に参集する職員の居住範囲は、原則として次のとおりとする。	
	No.	指定施設名
	1	のぼりべつ文化交流館 カント・レラ
	2	登別小学校
	3	緑陽中学校
	4	美園児童センター
5	市民会館	
	参集する職員の居住範囲	カルルス町、上登別町、登別温泉町、中登別町
		登別東町、登別本町、登別港町、富浦町、白老町、苫小牧市
		新生町、富岸町、若山町
		鷺別町、栄町、美園町、若草町、上鷺別町、室蘭市、伊達市
		上記以外の地区
指定施設	次の施設を指定施設とする。	
	No.	指定施設名
	1	のぼりべつ文化交流館 カント・レラ
	2	登別小学校
	3	緑陽中学校
	4	美園児童センター
5	市民会館	
	所在地・電話番号	登別温泉町 123 TEL 84-2069
		登別本町 3-25-2 TEL 83-1014
		富岸町 1-11-1 TEL 86-5409
		美園町 5-36-4 TEL 86-4591
		富士町 7-33-1 TEL 88-1139

(5) 第3非常配備

種 別	第3非常配備（全職員対応） ※市役所又は市民会館で対応
配備基準	緊急非常配備後、緊急災害対策活動の必要がなくなつたと判断したとき、本部長が指示する。
配備体制	第3非常配備に移行後、各部各班の全員をもって、所掌する災害対策にあたる。
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部各班は、速やかに市内全域における所管業務関係の被害状況調査・収集、連絡活動及び応急対策にあたる。 2 各部長は、所掌事務に関する情報収集及び連絡体制を強化する。 3 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 (2) 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（又は被災予想地）へ配置する。 (3) 災害対策に係る協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 4 各職員は、所属する部グループで待機する。 5 各部各班は、災害対策に全力を傾注する。

※警戒体制・非常配備において、消防職員は消防の定めにより行動するものとする。

様式1-1

年度 非常配備編成計画書

風水害

(月 日現在)

内容 配備 区分	●●部 ●●班					
	災害情報連絡責任者 職氏名					
	部 情報連絡員 職氏名				班員総数 名	
	グループ名	職氏名	電話番号	車種(番号)又は資器材名(数量)		
警戒体制						
計				グループ名	職氏名	電話番号
第1 非常配備						
計						
第2 非常配備						
計						
第3 非常配備 (全職員対応)						
計						

様式1-2

年度 非常配備編成計画書

地震・津波

(月 日現在)

内容 配備 区分	●●部 ●●班					
	災害情報連絡責任者 職氏名					
	部 情報連絡員 職氏名				班員総数 名	
	グループ名	職氏名	電話番号	車種(番号)又は資器材名(数量)		
警戒体制						
計				グループ名	職氏名	電話番号
第1 非常配備						
計						
第2 非常配備						
計						
緊急 非常配備 (全職員対応)						
計						

様式1-3

年度 非常配備編成計画書

地震・津波（緊急非常配備における指定施設別）

（ 月 日現在）

施設	●●部 ●●班			
	グループ名	職氏名	住 所	電話番号
のぼりべつ文化 交流館 (カント・レラ)				
計				
登別小学校				
計				
緑陽中学校				
計				
美園児童センター				
計				
市民会館				
計				

様式2

気象情報

No.

受信年月日	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
受信者			
発信者(所属)		氏名	
予警報	特別警報・発表解除	時 分	特別警報・発表解除 時 分
	警報・発表解除	時 分	警報・発表解除 時 分
	注意報・発表解除	時 分	注意報・発表解除 時 分
内容			
処理			

様式4

災 害 現 象 処 理 書

発 信 者	住所	登別市 町 丁目 番地					
	氏名	TEL					
受信者氏名					受信月日 時 刻	月 日 時 分	
被 害 内 容	災害箇所				棟 数	世 帯 数	人 員
対 処 内 容	回 付 先				受 付 者		

第4節 住民組織等の活用

災害時における被害状況の調査、被災者の救出、炊き出し等住民組織の活用については、この計画に定めるところによる。

1 担当部、班

住民組織活動についての担当部、班は協力を求める種別によって関係の部、班が担当するものとする。

2 住民組織の名称、所在地等

(1) 防災協力員

防災協力員は、登別市防災協力員設置要綱（昭和52年5月1日施行）により市長が委嘱する（登別市防災協力員設置要綱は資料編に掲載）。

防災協力員は、気象情報等に十分注意し、地域内の災害時には、その状況を速やかに市長又は消防署に通報し、その指示を仰ぐものとする。

また、防災協力員は市長の要請に応じて、次に掲げる事項に協力するものとする。

ア 予想される災害危険箇所等の点検

イ 地域住民に対する災害危険箇所等の状況、避難場所、避難経路等の周知

なお、防災協力員は、その性格から各町内会（長）、地域住民等と連絡を密にし、災害、気象及び避難所等の情報の伝達周知に努めるものとする。

(2) 町内会等（町会・町内会・自治会）

災害時における被災者や避難行動要支援者に対する援助、炊き出し、避難時の協力、町内の清掃等について責任者と連絡をとり協力を求めるものとする。

(3) 登別国際観光コンベンション協会

観光客に対する災害情報の伝達及び状況の周知について協力を求めるものとする。

また、救援活動の協力及び避難救助等についても協力を求めるものとする。

(4) 登別建設協会

災害時における応急対策、復旧工事に必要な作業と資機材の確保について協力を求めるものとする。

(5) 登別商工会議所

災害時における商工業者の被害状況の把握及び応急物資の調達についての協力を求めるものとする。

(6) いぶり中央漁業協同組合

漁船、漁具及び漁業施設等の被害の把握及び融資の斡旋並びに船舶の遭難、その他水難における人命救助の協力を求めるものとする。

(7) 伊達市農業協同組合

災害時における農地、農作物、営農施設等の被害の把握及び融資の斡旋について協力を求めるものとする。

(8) 登別オロフレクラブ

災害時におけるアマチュア無線の無線通信による災害情報の収集及び伝達についての協力を求めるものとする。

(9) その他の組織

必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

3 自主防災組織の育成と役割

地震、火災、風水害等の災害に有効に対処し、地域社会の安全を確保するため、災害の状況により、市及び各関係機関の活動だけでは災害対策が非常に困難な場合が予想されるので、地域住民とともに防災体制の確立を図ることを目的として、自主防災組織の育成を積極的に行い、各町内会等に結成の協力を求めるものとする。

(1) 役割

平常時においては、防災知識の普及、避難行動要支援者等の把握と支援体制、防災訓練の実施及び防災資機材の整備を行う。

また、災害時においては、情報の収集伝達、出火防止、初期消火、負傷者等の救出救護、住民の避難誘導及び給水給食の活動を行い、地域社会の安全を確保するものとする。

(2) 自主防災組織の設置状況

自主防災組織一覧のとおり（自主防災組織一覧は資料編に記載）。

4 住民等に対する緊急従事指示及び災害補償

市長は、災害時、応急措置を実施するため緊急の必要があるときは、市内の住民又は当該応急措置を実施する現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

このとき、業務に協力した住民等がそのため負傷し、死亡し、若しくは疾病にかかり又は障がいの状態となった場合は「市町村消防団員等公務災害補償条例」により補償する。